

# 短期入所療養介護料金表

<2024年8月1日改定>

<当施設は『超強化型介護老人保健施設』です>

独立行政法人地域医療機能推進機構  
宇和島病院附属介護老人保健施設

## 1.在宅強化型短期入所療養介護費《日額》

要介護 状態区分	基本利用料(10割)		利用者負担金額(1割)		利用者負担金額(2割)		利用者負担金額(3割)	
	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室
要介護 1	9,020円	8,190円	902円	819円	1,804円	1,638円	2,706円	2,457円
要介護 2	9,790円	8,930円	979円	893円	1,958円	1,786円	2,937円	2,679円
要介護 3	10,440円	9,580円	1,044円	958円	2,088円	1,916円	3,132円	2,874円
要介護 4	11,020円	10,170円	1,102円	1,017円	2,204円	2,034円	3,306円	3,051円
要介護 5	11,610円	10,740円	1,161円	1,074円	2,322円	2,148円	3,483円	3,222円

## 2. 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費《日額》

内容	基本利用料(10割)	利用者負担金額(1割)	利用者負担金額(2割)	利用者負担金額(3割)
日帰りショート(3時間以上4時間未満)	6,640円	664円	1,328円	1,992円
日帰りショート(4時間以上6時間未満)	9,270円	927円	1,854円	2,781円
日帰りショート(6時間以上8時間未満)	12,960円	1,296円	2,592円	3,888円

## 3.全利用者対象加算項目《日額》

内容	基本利用料(10割)	利用者負担金額(1割)	利用者負担金額(2割)	利用者負担金額(3割)
夜勤職員配置加算(※1)	240円	24円	48円	72円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(※2)	220円	22円	44円	66円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ(※3)	510円	51円	102円	153円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	5.4%(所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を加算)			

(※1)利用者20名に1名以上の1日平均夜勤職員数を配置した場合に加算されます。

(※2)介護職員のうち介護福祉士を80%以上配置している場合、または勤続年数10年以上の介護福祉士を35%以上配置している場合等に加算されます。

(※3)在宅復帰率、ベッド回転率を満たした場合に加算されます。

## 4.対象者のみ《日額》

加算項目	基本利用料(10割)	利用者負担金額(1割)	利用者負担金額(2割)	利用者負担金額(3割)	内容
送迎加算	1,840円	184円	368円	552円	片道につき施設で送迎を行った場合に加算されます。
個別リハビリテーション実施加算	2,400円	240円	480円	720円	個別リハビリテーションを20分以上実施した場合
療養食加算	80円/回	8円/回	16円/回	24円/回	糖尿病・肝臓病・腎臓病・胃潰瘍・貧血・膵臓病・高脂血症・痛風・検査食など特別な治療食を提供した場合(1日3食を限度とし、1食を1回として加算)
緊急短期入所受入対応加算	900円	90円	180円	270円	緊急に利用を開始した場合7日間、(ただし、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日間)を限度に加算されます。
総合医学管理加算	2,750円	275円	550円	825円	治療管理として投薬、検査、注射処置等を行った場合、10日間を限度に算定されます。
重度療養管理加算	1,200円	120円	240円	360円	要介護度が4・5で、手厚い医療が必要な場合

<裏面に続く>

5.食事代【注1】《日額》

	金額	内容
基準費用(第4段階)	1,550 円	・第1～3段階以外の方 <食事代内訳:朝食 300 円・昼食 650 円・夕食 600 円>
第3段階②	1,300 円	① 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間 120 万円超の方。 ② 預貯金等の金額を確認し、 配偶者がいる方:合計 1,500 万円以下 配偶者がいない方:500 万円以下 【①②すべてに該当する方が対象】
第3段階①	1,000 円	① 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間 80 万円超 120 万円以下の方。 ② 預貯金等の金額を確認し、 配偶者がいる方:合計 1,550 万円以下 配偶者がいない方:550 万円以下 【①②すべてに該当する方が対象】
第2段階	600 円	① 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方。 ② 貯金等の金額を確認し、 配偶者がいる方:合計 1,650 万円以下 配偶者がいない方:650 万円以下 【①②すべてに該当する方が対象】
第1段階	300 円	① 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方。 ② 貯金等の金額を確認し、 配偶者がいる方:合計 2,000 万円以下 配偶者がいない方:1,000 万円以下 【①②すべてに該当する方が対象】 ③生活保護受給者

【注1】食費・滞在費は、住民票のある市役所、役場にて「介護保険負担限度額認定申請」を行い、認定証の提出により減額が認められます。

6.滞在費（日額）

	多床室	個室	内容
基準費用(第4段階)	437 円	1,728 円	段階は食事代と同じ 多床室とは、2人部屋・4人部屋 滞在費のなかに光熱水費が含む
第3段階	430 円	1,370 円	
第2段階	430 円	550 円	
第1段階	0 円	550 円	

7.その他の料金（日額）

項目	金額	内容
①特別な室料（特別室）	1,100 円/日（消費税込み）	1 人部屋・2 人部屋をご利用の場合
②日常生活費（日用品費）	実費/日	シャンプー兼ボディソープ、おしぼり